

北陸財務局長談話

—— 金沢中央信用組合と不動信用
組合の事業譲渡基本合意について ——

1. 本日、金沢中央信用組合及び不動信用組合から、金沢中央信用組合が不動信用組合の事業を譲り受けることについて基本合意に達し、事業譲渡基本合意書が締結された旨の報告を受けたところである。
2. 事業譲渡を行う不動信用組合については、平成12年10月6日に、金融再生委員会より、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第8条第1項に基づく処分が行われて以降、同組合の金融整理管財人が、金沢市内に本店を有する金融機関に対して、事業譲り受けを要請されていたが、この度、金沢中央信用組合が、地域の金融秩序の維持と地元経済への影響等を勘案して同要請に応じることとなり、本日、事業譲渡の基本合意に至ったと聞いている。
3. 北陸財務局としては、今後、金沢中央信用組合が不動信用組合の事業を譲り受けるまでの間、引き続き金融整理管財人による不動信用組合の業務運営等が円滑に行われることを期待するとともに、当該事業譲渡基本合意書に基づき、事業譲渡の手続きが円滑に進むよう、法令に基づき適切に対応してまいりたい。